

平成27年5月13日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について
(平成27年5月13日 諮問第14号)

[携帯用位置指示無線標識の導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局衛星移動通信課

(松井課長補佐、土屋主査)

電話：03-5253-5901

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について

(携帯用位置指示無線標識の導入に向けた関係規定の整備)

1 諮問の概要

コスパス・サーサットシステムを利用した搜索救助システム(※)は、現在、船舶が遭難した場合に使用する衛星非常用位置指示無線標識 (EPIRB : Emergency Position Indicating Radio Beacon) や航空機が遭難した場合に使用する航空機用救命無線機 (ELT : Emergency Locator Transmitter) がある。

近年、EPIRB と比較して小型で、軽量かつ、安価な、個人が使用する携帯用位置指示無線標識 (PLB : Personal Locator Beacon) の国内導入のニーズが、特にプレジャーボートの利用者において高まっていることから、今般、PLB の導入に関する制度整備を行うものである。

なお、PLB が導入されることにより、個人が海上等で遭難した場合に携帯電話等が通じない洋上でも人工衛星を通じて搜索救助機関に救助を求めることができるようになり、迅速な搜索救助に資することが期待される。

※ 国際的なコスパス・サーサット協定によって運用されている人工衛星 (コスパス・サーサット衛星) を用いて、船舶や航空機が遭難した場合に同衛星を介して搜索救助機関に遭難の事実や位置を通報するシステム

2 省令改正の概要 (傍線部は必要的諮問事項)

電波法施行規則等の一部を改正する省令案

(1) 電波法施行規則の一部改正

携帯用位置指示無線標識を遭難自動通報設備とすること。

(第 2 条関係)

目的外通信として、船位通報に関する通信に遭難者の救助又は搜索に資するための船舶の位置の通報等を加えること。

(第 37 条関係)

定期検査を行わない無線局に携帯用位置指示無線標識のみを設置する遭難自動通報局を加えること。

(第 41 条の 2 の 6 及び別表第 5 号関係)

携帯用位置指示無線標識の電波の発射の防止措置について定めること。

(第 42 条の 2 関係)

その他所要の規定の整備を行うこと。

(第 4 条の 4、第 12 条、第 38 条及び第 43 条関係)

- (2) 無線局免許手続規則の一部改正
所要の規定の整備を行うこと。
(第4条、第5条、別表第2号の3第1及び第3関係)
- (3) 無線局運用規則の一部改正
遭難自動通報局の無線設備等の機能試験から携帯用位置指示無線標識を除くこと。
(第8条の2関係)
携帯用位置指示無線標識の遭難通報を受信した他の無線局のとるべき措置等について定めること。
(第81条の7及び第171条の3関係)
- (4) 無線設備規則の一部改正
携帯用位置指示無線標識に係る必要な技術基準を定めること。
(第14条、第45条の3の3の3、別表第1号、第2号及び第3号関係)
- (5) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正
携帯用位置指示無線標識を特定無線設備とし、技術基準適合証明を取得するために必要な手続について定めること。
(第2条、別表第1号及び様式第7号関係)

3 今後の予定

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定。

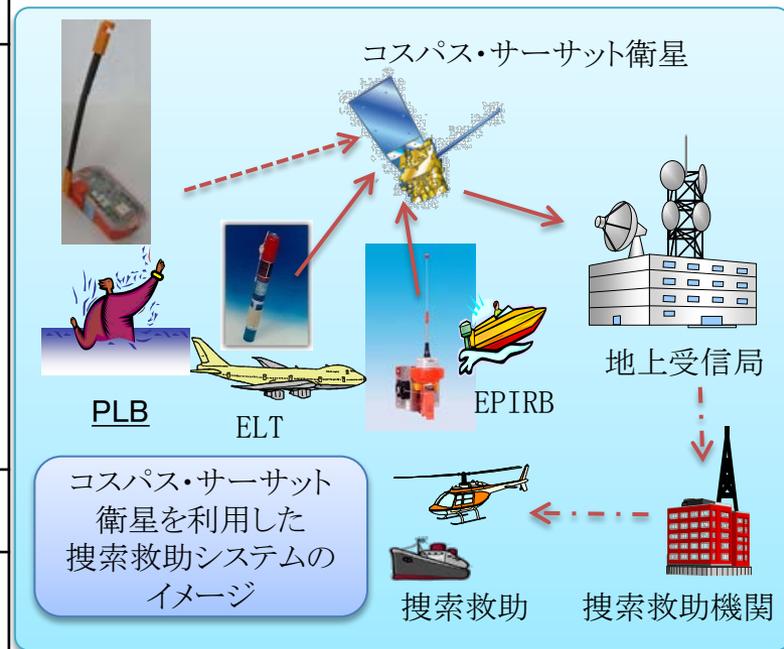
諮問の背景と概要

- コスパス・サーサットシステムを利用した搜索救助システム(※)は、現在、船舶が遭難した場合に使用する衛星非常用位置指示無線標識 (EPIRB : Emergency Position Indicating Radio Beacon) や航空機が遭難した場合に使用する航空機用救命無線機 (ELT : Emergency Locator Transmitter) がある。
- 近年、EPIRBと比較して小型で、軽量かつ、安価な、個人が使用する携帯用位置指示無線標識 (PLB : Personal Locator Beacon) の国内導入のニーズが、特にプレジャーボートの利用者において高まっていることから、今般、PLBの導入に関する制度整備を行うもの。
- PLBが導入されることにより、個人が海上等で遭難した場合に携帯電話等が通じない洋上でも人工衛星を通じて搜索救助機関に救助を求められることができるようになり、迅速な搜索救助に資することが期待。

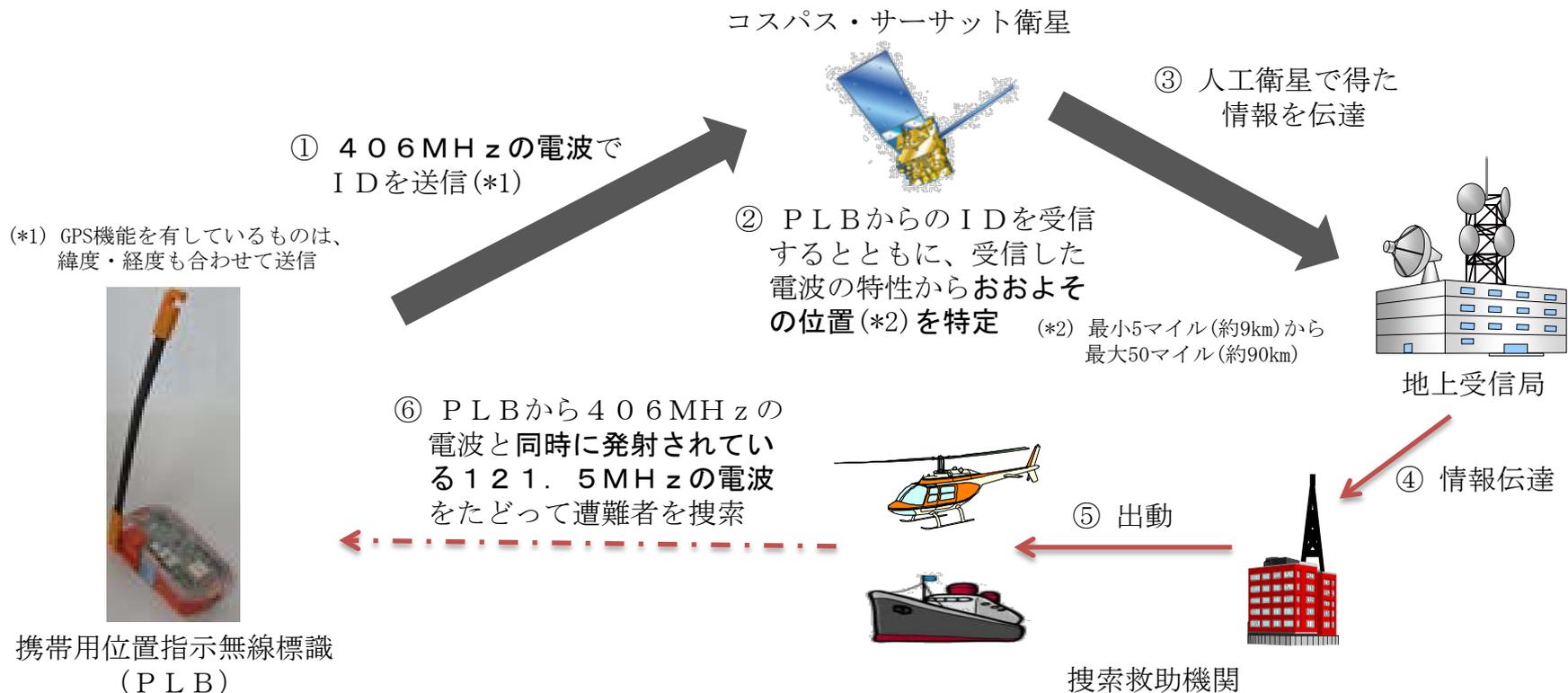
主な省令改正事項

※ゴシック体は必要的諮問事項

改正省令	主な改正内容
電波法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> • 携帯用位置指示無線標識を遭難自動通報設備とすること。 (第2条関係) • 目的外通信として、船位通報に関する通信に遭難者の救助又は搜索に資するための船舶の位置の通報等を加えること。 (第37条関係) • 定期検査を行わない無線局に携帯用位置指示無線標識のみを設置する遭難自動通報局を加えること。 (第41条の2の6及び別表第5号関係) • 携帯用位置指示無線標識の電波の発射の防止措置について定めること。 (第42条の2関係) • 携帯用位置指示無線標識を遭難自動通報設備として必要な事項について定めること。(その他所要の規定の整備) (第4条の4、第12条、第38条及び第43条関係)
無線局免許手続規則	<ul style="list-style-type: none"> • 免許申請手続等に必要な事項を定めること。(所要の規定の整備) (第4条、第5条、別表第2号の3第1及び第3関係)
無線局運用規則	<ul style="list-style-type: none"> • 遭難自動通報局の無線設備等の機能試験から携帯用位置指示無線標識を除くこと。 (第8条の2関係) • 携帯用位置指示無線標識の遭難通報を受信した他の無線局のとるべき措置等について定めること。第81条の7及び第171条の3関係)
無線設備規則	<ul style="list-style-type: none"> • 携帯用位置指示無線標識に係る必要な技術基準を定めること。 (第14条、第45条の3の3の3、別表第1号、第2号及び第3号関係)
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> • 携帯用位置指示無線標識を特定無線設備とし、技術基準適合証明を取得するために必要な手続について定めること。 (第2条、別表第1号及び様式第7号関係)



(※) コスパス・サーサット衛星を利用した搜索救助システム
 …「国際的なコスパス・サーサット協定」によって運用されている人工衛星を用いて、船舶や航空機が遭難した場合に同衛星を介して搜索救助機関に遭難の事実や位置を通報するシステム



(参考) 携帯用位置指示無線標識 (PLB) と衛星非常用位置指示無線標識 (EPIRB) との比較

	特徴	動作方法	価格	重量	作動時間
PLB	<ul style="list-style-type: none"> 小型、軽量、EPIRBと比較して安価 個人向け 	手動のみ (誤作動対策のため、2ステップ以上の動作が必要)	5万円程度	300g程度	24時間
EPIRB	<ul style="list-style-type: none"> 船舶局の無線設備 一部の船舶では義務設備 	自動 (水圧を感知して自動的に作動) 及び手動	30万円程度	2~3kg程度	48時間